

有効期間満了日 令和8年3月31日
熊生企第585号
令和6年7月25日

スクールサポーターの業務管理等の徹底について（通達）

スクールサポーターは、学校内における巡回活動や相談活動のほか、児童生徒の問題行動への対応等、学校と警察との緊密な連携を図る上での架け橋として、少年の非行防止や犯罪被害防止対策において重要な役割を果たしている。

スクールサポーターについては、「熊本県警察スクールサポーター運用要領の制定について（通達）」（令和6年2月27日付け熊生企第134号）に基づく運用を図っているところであるが、適正かつ効果的な活動を推進するためには、スクールサポーターが配置されている所属における業務管理の徹底ときめ細やかな人事管理が重要である。

スクールサポーターが配置されている所属にあっては、スクールサポーターが高い使命感と倫理観を持ってその職責を全うすることができるよう、

- 業務の進捗状況、個々の事案や児童生徒への対応等についての把握と必要な指導による業務管理の徹底
- 個々面接等を通じた、一步踏み込んだ身上把握・指導の徹底によるきめ細やかな人事管理の実施
- 所属における集合教養等への参加等による継続的な職務倫理教養等の実施
- 所属における機会を捉えたスクールサポーターの任務遂行に必要な知識の教授と非行情勢に関する情報の共有

等を徹底されたい。